

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

白鷹町の人口は少子高齢化や人口の流出などの要因で、予想をはるかに超えるスピードで減少している。流出の主な要因は高学歴化により県外へ就学後、就学先の地や首都圏へ就職するなど帰郷する方が少ないことにある。

産業構造は全体の5割が商業やサービス業の第3次産業、4割が製造業等の第2次産業、1割が農林業の第1次産業の従事者となっている。就業者の約35%を占めるのが製造業であり地域経済を支える重要な中心産業となっている。

町内には首都圏等からの誘致企業も立地しているが、町内企業の多くは小規模な事業所であり経済の変動に影響を受けやすい。また、商業や飲食業などは交通インフラが整備されたことを背景に、町外へ流出するなど売上は減少傾向にある。農林業は新規就農者がいるものの、後継者不足が顕著に現れ、就業者の高齢化が進み全体の就業者数は減少している。

現在、町内の事業所数は後継者不足などの課題もあり減少傾向にある。さらに人手不足にも直面している。現状を放置するとこれまで形成されてきた産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、独自の取り組みとして町内事業者に対して企業立地促進事業や地場産業元気支援事業、ものづくり応援事業などの補助事業等を講じてきたが、町内事業所の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたい、そして誰もが本町の企業で働きたいと思えるような取り組みを支援していくことは、本町の産業を継続させていく上で喫緊の課題である。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、生産性の向上を図り地域経済の発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に30件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

白鷹町の産業は、農林業、製造業、商業、サービス業等、多岐にわたり、多様な業種が白鷹町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本町の産業は、工業団地、市街地、山間部などに広域にわたり立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、白鷹町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

白鷹町の産業は、農林業、製造業、商業、サービス業等、多岐にわたり、多様な業種が白鷹町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 町税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。